

芦屋市立精道小学校いじめ防止基本方針

2024年度
芦屋市立精道小学校

1 学校の方針

本校は、「自ら学び、自ら歩む、心豊かな子の育成」を学校目標に掲げ、「せ」精いっぱいがんばる子「い」命と心を大切にする子「ど」どうしてかな?と考える子「う」運動を楽しむ元気な子 の育成をめざして教育活動を展開している。特に、「安全・安心な学校づくり」「共感的な子ども理解にもとづく生徒指導」「『防災教育』や『特別な教科 道徳』を柱とした、命と人権を大切にする心の教育」の推進及び充実を重点目標に掲げ、自尊感情を育て、互いに認め合い、支え合い、助け合い、ともに生きる児童を育成することをめざしている。

その実現に向けて、一人ひとりの児童が、自分の目標や課題に向かって、仲間とともに安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は古い歴史をもち、伝統を大切にしながら様々な教育課題に積極的に取り組んでおり、保護者も協力的で学校行事などに積極的に参加し、子どもたちとともに見守るという姿勢がみられる。

「いじめ」に関する現在の公の定義は、「当該児童が一定の人間関係のある者から心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている(いじめ防止対策推進法第二条)。いじめ問題に取り組むにあたり、我々教職員がいじめ問題の特質を十分認識し、絶えず「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組むことが必要である。

近年は、本校でも外国にルーツをもつ児童が増えてきており、文化や習慣の違いを認め、個に応じたきめこまやかな指導に取り組むことも重要である。以下をいじめの基本的な認識として共通理解をする。

- ①いじめはどの児童にも、どの学級にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- ⑧いじめは、いじめられるほうにも原因があるという認識は間違っている。
- ⑨いじめは児童をとりまく学校、家庭、地域社会等、複合的な環境のもとで起こりうるため、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、日頃より、①いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに取り組む。②児童一人ひとりの自尊感情を育む教育活動に取り組む。③教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画も別に定める。特に校内研修では、児童の心身と安心・安全な教育環境を保障する学校づくりのため①「いじめ防止対策推進法」とそれに関わる指導事例研修や②児童の権利に関する条約及び「こども基本法」を活かした生徒指導の在り方についての研修③SCによる「傾聴」やカウンセリングスキルに関する研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

■ 別添：年間指導計画

(2) 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級、学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

★自己有用感や自己肯定感を育む教育

①学校の教育活動全体を通した豊かな心の育成

- ・個性や可能性を伸長する授業の充実
- ・人間関係の基盤となる力の育成
- ・道徳教育の充実
- ・人権教育の充実
- ・体験活動の推進
- ・情報モラル教育の充実

②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

③児童や学級の状況の把握

④校内研修の充実

(3) 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、家庭、地域とも連携して情報を収集していく。

- ① いじめに気付く力を高める
 - ・人権感覚を磨く
 - ・教職員研修の実施
- ② 日常的な実態把握
 - ・日頃からの「観察」「情報収集」「声かけ」等
 - ・アンケート実施
- ③ 相談しやすい環境づくり
 - ・教育相談（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）
 - ・児童や周りの児童、保護者からの訴え

（4）早期対応 ▶ **別添：組織的対応の在り方**

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、問題を軽視することなく、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行う。児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、解決に向けていじめ対応委員会へ報告する。家庭への連絡をし、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応をし継続的に見守る必要がある。

- ① いじめへの組織的対応
- ② いじめを受けている児童および保護者への対応・支援
- ③ いじめを行っている児童および保護者への対応・指導・援助
- ④ 周囲の児童への対応・指導・援助
- ⑤ 職員会議等での情報共有、指導方針、方法の徹底
- ⑥ 教育委員会等関係機関との連携

4 重大事態への対応

（1）重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体および精神的に重大な傷害を負った場合、児童が自殺を企画した場合（手紙等の段階も踏む）、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、校長が判断し、適切に対応する。（「いじめ防止対策推進法」より）

（2）重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市・県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、学校の設置者が設ける重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

保護者、地域から信頼される学校を目指している本校は、学校の様子等を学校だより、ホームページ、諸会合等様々な形で情報発信に努めてきている。また、各学校行事のみでなく、PTA活動、教育ボランティア、本校の応援団であるSmileねっとの活動でも、保護者や地域の方が子どもたちの日常の学校生活に触れる機会として大切にしてきている。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、開かれた学校推進委員会、見守り情報交流会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学級担任以外の兵庫型学習システムや教科担任制、チューター制度、学校生活支援教員、特別支援教育担任等複数の教職員の目や心で観察や相談を受け入れられるように努める。また、情報収集の面でも保護者、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、各視点からの意見を積極的に聴取するように留意する。